

加算・減算名	実施	体制	加算・減算名	加算・減算の要件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)																					
栄養改善加算	通所 ○ 予防	○ 加算	1回につき 150単位  (予防) 1月につき 150単位	<p>■次のいずれの基準にも適合する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td><td>低栄養状態の改善等</td><td></td></tr> <tr> <td>実施形態</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養食事相談等の栄養管理</li> <li>・個別的に実施されるもの</li> <li>・利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの</li> </ul> </td><td>利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること</td></tr> <tr> <td>回数</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以内の期間に限り1月に2回を限度(通所のみ) ※ただし、サービスの開始から3月ごとの利用者の評価の結果、改善せずサービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</li> </ul> </td><td>(予防)は1月につき所定の単位数を加算する</td></tr> <tr> <td>配置人員</td><td>管理栄養士を1名以上</td><td></td></tr> <tr> <td>計画作成</td><td> <p>① 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、            ② 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している</p> </td><td>           利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること             利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること             (予防)通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を(予防)通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる             サービス実施にあたり各種計画に実施上の問題点があれば直ちに計画を修正する         </td></tr> <tr> <td>提供</td><td>           管理栄養士等が利用者ごとの栄養ケア計画に従いサービスを実施             利用者の栄養状態を定期的に記録する             利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する         </td><td>           通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は必要ない。         </td></tr> </tbody> </table>	基準		留意事項	目的	低栄養状態の改善等		実施形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養食事相談等の栄養管理</li> <li>・個別的に実施されるもの</li> <li>・利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの</li> </ul>	利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること	回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以内の期間に限り1月に2回を限度(通所のみ) ※ただし、サービスの開始から3月ごとの利用者の評価の結果、改善せずサービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</li> </ul>	(予防)は1月につき所定の単位数を加算する	配置人員	管理栄養士を1名以上		計画作成	<p>① 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、            ② 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している</p>	利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること  利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること  (予防)通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を(予防)通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる  サービス実施にあたり各種計画に実施上の問題点があれば直ちに計画を修正する	提供	管理栄養士等が利用者ごとの栄養ケア計画に従いサービスを実施  利用者の栄養状態を定期的に記録する  利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する	通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は必要ない。
基準		留意事項																							
目的	低栄養状態の改善等																								
実施形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養食事相談等の栄養管理</li> <li>・個別的に実施されるもの</li> <li>・利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの</li> </ul>	利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること																							
回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以内の期間に限り1月に2回を限度(通所のみ) ※ただし、サービスの開始から3月ごとの利用者の評価の結果、改善せずサービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</li> </ul>	(予防)は1月につき所定の単位数を加算する																							
配置人員	管理栄養士を1名以上																								
計画作成	<p>① 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、            ② 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している</p>	利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること  利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること  (予防)通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を(予防)通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる  サービス実施にあたり各種計画に実施上の問題点があれば直ちに計画を修正する																							
提供	管理栄養士等が利用者ごとの栄養ケア計画に従いサービスを実施  利用者の栄養状態を定期的に記録する  利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する	通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は必要ない。																							

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算箇要件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)												
栄養改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> 通所 <input type="checkbox"/> 予防	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 加算  1回につき 150単位  (予防) 1月につき 150単位	<p>■次のいずれの基準にも適合する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所基準</td><td>利用者数及び人員基準において減算対象となっていないこと</td><td>           次のいずれかに該当する者であってサービス提供が必要と認められる            ①BMIが18.5未満である            ②1~6ヶ月間で3%以上の体重減少が認められる            ③6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がある            ④血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者            ⑤食事摂取量が不良(75%以下)である者            ⑥その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者         </td></tr> <tr> <td>該当利用者</td><td></td><td>           ※次のものは上記①~⑥に該当するかどうか 適宜確認すること            ()内数字は基本チェックリスト(P. 57)のNo  <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔及び摂食・嚥下機能の問題 (13, 14, 15)</li> <li>・生活機能の低下の問題</li> <li>・じょく瘡に関する問題</li> <li>・食欲の低下の問題</li> <li>・閉じこもりの問題(16, 17)</li> <li>・認知症の問題(18, 19, 20)</li> <li>・うつの問題(21~25)</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>情報提供</td><td></td><td>概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること</td></tr> </tbody> </table>	基準		留意事項	事業所基準	利用者数及び人員基準において減算対象となっていないこと	次のいずれかに該当する者であってサービス提供が必要と認められる ①BMIが18.5未満である ②1~6ヶ月間で3%以上の体重減少が認められる ③6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がある ④血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ⑤食事摂取量が不良(75%以下)である者 ⑥その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者	該当利用者		※次のものは上記①~⑥に該当するかどうか 適宜確認すること ()内数字は基本チェックリスト(P. 57)のNo <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔及び摂食・嚥下機能の問題 (13, 14, 15)</li> <li>・生活機能の低下の問題</li> <li>・じょく瘡に関する問題</li> <li>・食欲の低下の問題</li> <li>・閉じこもりの問題(16, 17)</li> <li>・認知症の問題(18, 19, 20)</li> <li>・うつの問題(21~25)</li> </ul>	情報提供		概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること
基準		留意事項														
事業所基準	利用者数及び人員基準において減算対象となっていないこと	次のいずれかに該当する者であってサービス提供が必要と認められる ①BMIが18.5未満である ②1~6ヶ月間で3%以上の体重減少が認められる ③6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がある ④血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ⑤食事摂取量が不良(75%以下)である者 ⑥その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者														
該当利用者		※次のものは上記①~⑥に該当するかどうか 適宜確認すること ()内数字は基本チェックリスト(P. 57)のNo <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔及び摂食・嚥下機能の問題 (13, 14, 15)</li> <li>・生活機能の低下の問題</li> <li>・じょく瘡に関する問題</li> <li>・食欲の低下の問題</li> <li>・閉じこもりの問題(16, 17)</li> <li>・認知症の問題(18, 19, 20)</li> <li>・うつの問題(21~25)</li> </ul>														
情報提供		概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること														

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用条件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
栄養改善加算 Q&A	(問) 栄養改善サービスに必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。	(回答) 栄養改善サービスの開始などの際に、利用者又はその家族の同意を口頭で確認した場合には、栄養ケア計画などに係る記録に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。	平成21年4月改定関係Q&A Vol2
	(問) (栄養改善加算関係)管理栄養士を配置することが算定要件になっているが、常勤・非常勤の別を問わないのか。	(回答) 管理栄養士の配置については、常勤に限るものではなく、非常勤でも構わないが、非常勤の場合には、利用者の状況の把握・評価、計画の作成、多職種協働によるサービスの提供等の業務が遂行できるような勤務体制が必要である。(なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける栄養マネジメント加算(栄養改善加算)についても同様の取扱いである。)	平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) (栄養改善加算関係)管理栄養士が、併設されている介護保険施設の管理栄養士を兼ねることは可能か。	(回答) 介護保険施設及び介護予防通所介護・通所リハビリテーションのいずれのサービス提供にも支障がない場合には、介護保険施設の管理栄養士と介護予防通所介護・通所リハビリテーションの管理栄養士とを兼務することは可能である。(なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける栄養マネジメント加算(栄養改善加算)についても同様の取扱いである。)	平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) (栄養改善加算関係)管理栄養士は給食管理業務を委託している業者の管理栄養士でも認められるのか。労働者派遣法により派遣された管理栄養士ではどうか。	(回答) 当該加算に係る栄養管理の業務は、介護予防通所介護・通所リハビリテーション事業者に雇用された管理栄養士(労働者派遣法に基づく紹介予定派遣により派遣された管理栄養士を含む。)が行うものであり、御指摘の給食管理業務を委託している業者の管理栄養士では認められない。なお、食事の提供の観点から給食管理業務を委託している業者の管理栄養士の協力を得ることは差し支えない。(なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける栄養マネジメント加算(栄養改善加算)についても同様の取扱いである。)	平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) (栄養改善加算関係)管理栄養士ではなく、栄養士でも適切な個別メニューを作成することができれば認められるのか。	(回答) 適切なサービス提供の観点から、加算の算定には、管理栄養士を配置し、当該者を中心に、多職種協働により行うことが必要である。(なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける栄養マネジメント加算(栄養改善加算)についても同様の取扱いである。)	平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) (栄養改善加算関係)栄養改善サービスについて、今回の報酬改定では3ヶ月に継続の確認を行うこととなっているが、「栄養改善マニュアル」においては、6月を1クールとしている。どのように実施したらよいのか。	(回答) 低栄養状態の改善に向けた取組は、食生活を改善しその効果を得るために一定の期間が必要であることから、栄養改善マニュアルにおいては6月を1クールとして示されている。報酬の算定に当たっては、3ヶ月にその継続の有無を確認するものであり、対象者の栄養状態の改善や食生活上の問題点が無理なく改善できる計画を策定のうえ、3ヶ月に低栄養状態のスクリーニングを行い、その結果を地域包括支援センターに報告し、当該地域包括支援センターにおいて、低栄養状態の改善に向けた取組が継続して必要と判断された場合には継続して支援されたい。	平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) 通所サービスにおいて栄養マネジメント加算を算定している者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。	(回答) 両者が同時に提供されることは基本的には想定されない。	平成18年4月改定関係Q&A Vol4

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
栄養改善加算 Q&A	(問) それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養マネジメント加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	(回答) 御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養マネジメント加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。	平成18年4月改定関係Q&A Vol4
	(問) (栄養改善加算)当該加算が算定できる者の要件について、その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者とは具体的な内容如何。また、食事摂取量が不良の者(75%以下)とはどういった者を指すのか。	(回答) その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者とは、以下のようないわゆる「低栄養状態」が考えられる。 ・ 医師が医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそれがあると認める場合。 ・ イ～ニの項目に掲げられている基準を満たさない場合であっても、認定調査票の「えん下」、「食事摂取」、「口腔清潔」、「特別な医療について」などの項目や、特記事項、主治医意見書などから、低栄養状態にある又はそのおそれがあると、サービス担当者会議において認められる場合。 なお、低栄養状態のおそれがあると認められる者とは、現状の食生活を続けた場合に、低栄養状態になる可能性が高いと判断される場合を想定している。 また、食事摂取が不良の者とは、以下のようないわゆる「食事摂取量が不良の者」が該当する。 ・ 普段に比較し、食事摂取量が75%以下である場合。 ・ 1日の食事回数が2回以下であって、1回あたりの食事摂取量が普段より少ない場合。	平成21年4月改定関係Q&A Vol1

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用条件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)																				
口腔機能向上加算	通所 ○ 予防	○ 加算	1回につき 150単位  (予防) 1月につき 150単位	<p>■次のいずれの基準にも適合する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td><td>口腔機能の向上</td><td rowspan="5">(口腔機能向上加算)</td> </tr> <tr> <td>実施形態</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔清掃の指導(or実施)</li> <li>・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導(or実施)</li> <li>・個別的に実施されるもの</li> <li>・利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>回数</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以内の期間に限り1月に2回を限度(通所のみ) ※ただし、サービスの開始から3月ごとの利用者の評価の結果、向上せず、サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>配置人員</td><td>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上</td> </tr> <tr> <td>計画作成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、</li> <li>② 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>提供</td><td> <table border="1"> <tr> <td>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従いサービスを実施</td> <td rowspan="3">通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は不要ない。</td> </tr> <tr> <td>利用者の口腔機能を定期的に記録する</td> </tr> <tr> <td>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	基準		留意事項	目的	口腔機能の向上	(口腔機能向上加算)	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔清掃の指導(or実施)</li> <li>・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導(or実施)</li> <li>・個別的に実施されるもの</li> <li>・利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの</li> </ul>	回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以内の期間に限り1月に2回を限度(通所のみ) ※ただし、サービスの開始から3月ごとの利用者の評価の結果、向上せず、サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</li> </ul>	配置人員	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上	計画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、</li> <li>② 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している</li> </ul>	提供	<table border="1"> <tr> <td>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従いサービスを実施</td> <td rowspan="3">通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は不要ない。</td> </tr> <tr> <td>利用者の口腔機能を定期的に記録する</td> </tr> <tr> <td>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する</td> </tr> </table>	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従いサービスを実施	通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は不要ない。	利用者の口腔機能を定期的に記録する	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する
基準		留意事項																						
目的	口腔機能の向上	(口腔機能向上加算)																						
実施形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔清掃の指導(or実施)</li> <li>・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導(or実施)</li> <li>・個別的に実施されるもの</li> <li>・利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの</li> </ul>																							
回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以内の期間に限り1月に2回を限度(通所のみ) ※ただし、サービスの開始から3月ごとの利用者の評価の結果、向上せず、サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</li> </ul>																							
配置人員	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上																							
計画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、</li> <li>② 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している</li> </ul>																							
提供	<table border="1"> <tr> <td>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従いサービスを実施</td> <td rowspan="3">通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は不要ない。</td> </tr> <tr> <td>利用者の口腔機能を定期的に記録する</td> </tr> <tr> <td>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する</td> </tr> </table>	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従いサービスを実施	通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は不要ない。	利用者の口腔機能を定期的に記録する	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する																			
言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従いサービスを実施	通所介護サービスの提供記録に定期的に記録した場合は、この加算のための定期的な記録は不要ない。																							
利用者の口腔機能を定期的に記録する																								
利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する																								

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適要件等 （全ての項目を満たす場合に算定されます。）															
口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 通所 <input checked="" type="checkbox"/> 予防	<input type="radio"/> ○ <input checked="" type="radio"/> ○	<input type="checkbox"/> 加算	<p>■次のいずれの基準にも適合する場合</p> <p style="text-align: right;">(口腔機能向上加算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所基準</td><td>利用者数及び人員基準において減算対象となっていないこと</td><td></td></tr> <tr> <td>該当利用者</td><td></td><td>           次のいずれかに該当する者であってサービス提供が必要と認められる者            ①認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者            ②基本チェックリスト(P. 57)13, 14, 15の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者            ③その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者         </td></tr> <tr> <td>情報提供</td><td></td><td>概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること</td></tr> <tr> <td>歯科医療を受診している場合で、加算できない場合</td><td></td><td>           ①医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合            ②医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合         </td></tr> </tbody> </table>	基準		留意事項	事業所基準	利用者数及び人員基準において減算対象となっていないこと		該当利用者		次のいずれかに該当する者であってサービス提供が必要と認められる者 ①認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ②基本チェックリスト(P. 57)13, 14, 15の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ③その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者	情報提供		概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること	歯科医療を受診している場合で、加算できない場合		①医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ②医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合
基準		留意事項																	
事業所基準	利用者数及び人員基準において減算対象となっていないこと																		
該当利用者		次のいずれかに該当する者であってサービス提供が必要と認められる者 ①認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ②基本チェックリスト(P. 57)13, 14, 15の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ③その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者																	
情報提供		概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること																	
歯科医療を受診している場合で、加算できない場合		①医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ②医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合																	

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用条件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
口腔機能向上加算 Q&A	(問) 口腔機能向上加算について、歯科医療との重複の有無については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいて判断するのか。	(回答) 歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書(歯科疾患管理料を算定した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。		平成21年4月改定関係Q&A Vol2
	(問) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が介護予防通所介護(通所介護)の口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、医師又は歯科医師の指示は不要なのか。(各資格者は、診療の補助行為を行う場合には医師又は歯科医師の指示の下に業務を行うこととされている。)	(回答) 介護予防通所介護(通所介護)で提供する口腔機能向上サービスについては、ケアマネジメントにおける主治の医師又は主治の歯科医師からの意見も踏まえつつ、口腔清掃の指導や実施、摂食・嚥下機能の訓練の指導や実施を適切に実施する必要がある。		平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) (口腔機能向上加算関係)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の行う業務について、委託した場合についても加算を算定することは可能か。また、労働者派遣法に基づく派遣された職員ではどうか。	(回答) 口腔機能向上サービスを適切に実施する観点から、介護予防通所介護・通所リハビリテーション事業者に雇用された言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員(労働者派遣法に基づく紹介予定派遣により派遣されたこれらの職種の者を含む。)が行うものであり、御指摘のこれらの職種の者の業務を委託することは認められない。(なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける口腔機能向上加算についても同様の取扱いである。)		平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) 口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたつて必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。	(回答) 口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族の同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。		平成21年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) 口腔機能向上加算を算定できる利用者として、「ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」が挙げられているが、具体例としてはどのような者が対象となるか。	(回答) 例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当する者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に該当する又はいずれの口腔関連項目も「0」に該当する者であっても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たって、認定調査票の特記事項における記載内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項における記載内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者、視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者、医師、歯科医師、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。なお、口腔機能の課題分析に有用な参考資料(口腔機能チェックシート等)は、「口腔機能向上マニュアル」確定版(平成21年3月)に収載されているので対象者を把握する際の判断の参考にされたい。		平成21年4月改定関係Q&A Vol1

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用条件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
口腔機能向上加算 Q & A	(問) 今回の改正で利用者が歯科医療を受診している場合も加算を算定可能となったが、具体的な要件はあるのか。	(回答) 利用者の口腔の状況によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。 ①医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ②医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合		広島県版Q&A(平成21年度報酬改定)6-2-1

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)																																						
事業所評価加算	○ 予防	○ 加算	1月につき 100単位	<p>■基準に適合している指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り加算する。</p> <p>事業所による「事業所評価加算」の事務処理について        ◆翌年度から当該加算の算定を希望する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th><th>留意事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 選択的サービスの加算の届出を行っていること</td><td>●「評価対象事業所」及び「評価対象受給者」の抽出作業は県の国保連合会が行います。</td></tr> <tr> <td>(2) 毎年10月15日までに県へ届出を行う</td><td>●対象でなくとも「届出制」なので「届出有」で届けておく事は可能です。(加算は対象になつた年度のみ算定することになります。)</td></tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」 ⇒「事業所評価加算(届出)」を提出</td><td></td></tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">届出を出した翌年度以降に再度算定を希望する場合、その旨の届出は不要</td><td></td></tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">届出を出した翌年度以降に算定を希望しなくなつた場合、その旨の届出は必要</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 毎年2月上旬までに、当該加算の算定の可否を県から事業所へ通知</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th><th>適合</th><th>※評価対象期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 定員利用・人員基準に適合している</td><td>○</td><td>加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">運動器機能向上サービス</td><td>△</td><td>(基準に適合しているものとして県に届け出た年においては届出の日から同年12月までの期間)</td></tr> <tr> <td>(2) 各種サービスを行っている</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養改善サービス</td><td>△</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">口腔機能向上サービス</td><td>△</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 評価対象期間(※)における当該事業所の利用実員数が10名以上</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 以下の計算式で得られる数が0.7以上の場合  【計算式】  <math display="block">\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス, 栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し, その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \times 2</math></td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【参考】事業所評価加算の基準    「適合」欄において○は必ず適合、△はいずれか1つ適合、とする。</p>	要件	留意事項	(1) 選択的サービスの加算の届出を行っていること	●「評価対象事業所」及び「評価対象受給者」の抽出作業は県の国保連合会が行います。	(2) 毎年10月15日までに県へ届出を行う	●対象でなくとも「届出制」なので「届出有」で届けておく事は可能です。(加算は対象になつた年度のみ算定することになります。)	「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」 ⇒「事業所評価加算(届出)」を提出		届出を出した翌年度以降に再度算定を希望する場合、その旨の届出は不要		届出を出した翌年度以降に算定を希望しなくなつた場合、その旨の届出は必要		(3) 毎年2月上旬までに、当該加算の算定の可否を県から事業所へ通知		要件	適合	※評価対象期間	(1) 定員利用・人員基準に適合している	○	加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間。	運動器機能向上サービス	△	(基準に適合しているものとして県に届け出た年においては届出の日から同年12月までの期間)	(2) 各種サービスを行っている			栄養改善サービス	△		口腔機能向上サービス	△		(3) 評価対象期間(※)における当該事業所の利用実員数が10名以上	○		(4) 以下の計算式で得られる数が0.7以上の場合  【計算式】  $\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス, 栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し, その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \times 2$	○	
要件	留意事項																																									
(1) 選択的サービスの加算の届出を行っていること	●「評価対象事業所」及び「評価対象受給者」の抽出作業は県の国保連合会が行います。																																									
(2) 毎年10月15日までに県へ届出を行う	●対象でなくとも「届出制」なので「届出有」で届けておく事は可能です。(加算は対象になつた年度のみ算定することになります。)																																									
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」 ⇒「事業所評価加算(届出)」を提出																																										
届出を出した翌年度以降に再度算定を希望する場合、その旨の届出は不要																																										
届出を出した翌年度以降に算定を希望しなくなつた場合、その旨の届出は必要																																										
(3) 毎年2月上旬までに、当該加算の算定の可否を県から事業所へ通知																																										
要件	適合	※評価対象期間																																								
(1) 定員利用・人員基準に適合している	○	加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間。																																								
運動器機能向上サービス	△	(基準に適合しているものとして県に届け出た年においては届出の日から同年12月までの期間)																																								
(2) 各種サービスを行っている																																										
栄養改善サービス	△																																									
口腔機能向上サービス	△																																									
(3) 評価対象期間(※)における当該事業所の利用実員数が10名以上	○																																									
(4) 以下の計算式で得られる数が0.7以上の場合  【計算式】  $\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス, 栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し, その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \times 2$	○																																									

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適要件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
事業所評価加算 Q&A	(問) (事業所評価加算関係)要支援状態が「維持」の者についても「介護予防サービス計画に照らし、当該予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る」として評価対象者に加わっているが、要支援状態区分に変更がなかった者は、サービスの提供は終了しないのではないか。	(回答) 介護予防サービス計画には生活機能の向上の観点からの目標が定められ、当該目標を達成するために各種サービスが提供されるものであるから、当該目標が達成されれば、それは「サービスの提供が終了した」と認められる。したがって、その者がサービスから離脱した場合であっても、新たな目標を設定して引き続きサービス提供を受ける場合であっても、評価対象者には加えられるものである。	平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) (事業所評価加算関係)事業所の利用者の要支援状態の維持・改善が図られたことに対する評価であると認識するが、利用者の側に立てば、自己負担額が増加することになり、利用者に対する説明に苦慮することとなると考えるが見解如何。	(回答) 事業所評価加算を算定できる事業所は、介護予防の観点からの目標達成度の高い事業所であることから利用者負担も高くなることについて、介護予防サービス計画作成時から利用者に十分に説明し、理解を求めることが重要であると考えている。	平成18年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) いつの時期までに提供されたサービスが、翌年度の事業所評価加算の評価対象となるのか。	(回答) 1 事業所評価加算の評価対象となる利用者は、 ①評価の対象となる事業所にて、選択的サービスに係る加算を連続して3月以上算定しており ②選択的サービスに係る加算より後の月に要支援認定の更新又は変更認定を受けている者 であることから、選択的サービスの提供を受けた者の全てが評価対象受給者となるものではない。  2 評価の対象となる期間は、各年1月1日から12月31日までであるが、各年12月31日までに、国保連合会において評価対象受給者を確定する必要があることから、 ①9月末までに選択的サービスの提供を受け、10月末までに更新変更認定が行われた者までが、翌年度の事業所評価加算の評価対象受給者であり、 ②11月以降に更新・変更認定が行われた者は翌々年度の事業所評価加算の評価対象受給者となる。  3 なお、選択的サービスに係る加算や受給者台帳情報は、国保連合会が一定期間のうちに把握できたものに限られるため、例えば、評価対象期間を過ぎて請求されてきた場合等は評価対象とならない。	平成18年4月改定関係Q&A Vol7
	(問) 事業所評価加算の評価対象受給者については、選択的サービスを3月以上利用することが要件とされているが、連続する3月が必要か。また、3月の間に選択的サービスの種類に変更があった場合はどうか。	(回答) 選択的サービスの標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、評価対象受給者については選択的サービスを3月以上連続して受給する者を対象とすることとしている。 また、選択的サービスの標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、通常3月は同一の選択的サービスが提供されるものと考えているが、連続する3月の中で選択的サービスが同一でない場合についても、国保連合会においては、評価対象受給者として計算することとしている。	平成18年4月改定関係Q&A Vol7

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用条件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
事業所評価加算 Q&A	(問) 評価対象事業所の要件として「評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所の利用実人員数が10名以上であること。」とされているが、10名以上の者が連續する3月以上の選択的サービスを利用する必要があるのか。	(回答) 単に利用実人数が10名以上あればよく、必ずしもこれらの者全員が連續する3月以上の選択的サービスを利用している必要はない。	平成18年4月改定関係Q&A Vol7
	(問) 4月にA事業所、5月にB事業所、6月にC事業所から選択的サービスの提供があった場合は評価対象となるのか。	(回答) 事業所評価加算は事業所の提供する効果的なサービスを評価する観点から行うものであることから、同一事業所が提供する選択的サービスについて評価するものであり、御質問のケースについては、評価対象とならない。	平成18年4月改定関係Q&A Vol7

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)																																
サービス提供体制強化加算	○	共通	○ 加算	<p>■次の基準を満たす事業所の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス提供体制加算 要件等</th><th>I</th><th>II</th><th>III (予防はなし)</th><th>注</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上</td><td>○</td><td></td><td></td><td>・表中○は、左記要件等のいずれにも適合していること</td></tr> <tr> <td>(2)サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>・(I)(II)は指定通所介護事業所 (III)は指定療養通所介護事業所における要件</td></tr> <tr> <td>(3)利用定員、人員基準において減算対象となっていない</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>・(I)を算定している場合には (II)は算定しないこと</td></tr> </tbody> </table> <p>留意事項</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度の実績が6月以上の事業所</td> <td>前年度の実績が6月に満たない事業所 (新規開設、再開事業所を含む)</td> </tr> <tr> <td>職員の割合 算出について</td> <td>届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均  ※この場合、当該加算の届出は4月以降で可能</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士又 は介護職員基 礎研修課程 修了者</td> <td>各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする</td> </tr> <tr> <td>介護予防との 関連</td> <td>同一の事業所において介護予防通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一 体的に行うこととする</td> </tr> <tr> <td>勤続年数</td> <td>各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする  当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる</td> </tr> <tr> <td>サービスを利 用者に直接 提供する職員</td> <td>生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員</td> </tr> </table>	サービス提供体制加算 要件等	I	II	III (予防はなし)	注	(1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上	○			・表中○は、左記要件等のいずれにも適合していること	(2)サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上		○	○	・(I)(II)は指定通所介護事業所 (III)は指定療養通所介護事業所における要件	(3)利用定員、人員基準において減算対象となっていない	○	○	○	・(I)を算定している場合には (II)は算定しないこと	前年度の実績が6月以上の事業所	前年度の実績が6月に満たない事業所 (新規開設、再開事業所を含む)	職員の割合 算出について	届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均  ※この場合、当該加算の届出は4月以降で可能	介護福祉士又 は介護職員基 礎研修課程 修了者	各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする	介護予防との 関連	同一の事業所において介護予防通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一 体的に行うこととする	勤続年数	各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする  当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる	サービスを利 用者に直接 提供する職員	生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員
サービス提供体制加算 要件等	I	II	III (予防はなし)	注																																
(1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上	○			・表中○は、左記要件等のいずれにも適合していること																																
(2)サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上		○	○	・(I)(II)は指定通所介護事業所 (III)は指定療養通所介護事業所における要件																																
(3)利用定員、人員基準において減算対象となっていない	○	○	○	・(I)を算定している場合には (II)は算定しないこと																																
前年度の実績が6月以上の事業所	前年度の実績が6月に満たない事業所 (新規開設、再開事業所を含む)																																			
職員の割合 算出について	届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均  ※この場合、当該加算の届出は4月以降で可能																																			
介護福祉士又 は介護職員基 礎研修課程 修了者	各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする																																			
介護予防との 関連	同一の事業所において介護予防通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一 体的に行うこととする																																			
勤続年数	各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする  当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる																																			
サービスを利 用者に直接 提供する職員	生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員																																			

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
サービス提供体制強化加算 Q&A	(問) 同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接待遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。 また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。	(回答) 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接待遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。	平成21年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。	(回答) 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。	平成21年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) EPAで研修に来ている者も当該加算の対象に含まれるのか。	(回答) 人員配置基準においても含めていないことから、当該加算においても対象として含まない。	平成21年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) 「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」とことされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。	(回答) サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。	平成21年4月改定関係Q&A Vol1
	(問) サービス提供体制強化加算の算定要件として、所定単位数を算定できることとなっているが、回数は介護保険サービスの実施につき1回とカウントするのか。	(回答) そのとおり。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-1)

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算摘要件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
サービス提供体制強化加算 Q&A	(問) サービス提供体制強化加算の算定要件として、「介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の〇〇以上」とあるが、「介護職員の総数」とは何か。 ① 介護職員を兼務している看護職員や生活相談員は含まれるか。 ② 常勤換算か、頭数か。	(回答) ①看護職員や生活相談員を兼務している介護職員は、介護職員として勤務する時間のみを常勤換算方法の算出に用いることなる。 ②職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、平成21年度の一年間は届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-2)
	(問) サービス提供体制強化加算の算定要件として、「直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上」とあるが、「利用者にサービスを直接提供する職員」とは何か。	(回答) ○通所介護、認知症デイ、療養通所介護、短期入所生活介護、老人福祉施設、地域密着特養…生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員 ○通所リハ…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員 ○短期入所療養介護、老人保健施設…看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ○介護療養型医療施設…看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-3)
	(問) 3年以上の勤続年数とは、常勤、非常勤の区分けは特に定めはないか。例えば、週1日の3時間程度の勤務を3年間続けていた従業員においても、該当と考えられるか。	(回答) 該当する。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-13)
	(問) 3年以上の勤続年数について、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務していた年数を含めることができるとなっているが、法人が変更された場合に、旧法人における経験年数も加算できるか。	(回答) 【厚生労働省Q&A】問5 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても通算はできない。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-14)

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用件等 (全ての項目を満たす場合に算定されます。)
サービス提供体制強化加算 Q&A	(問) 事業所の合併や事業譲渡により新規立上げし新規指定を受けた場合、新法人としては当該加算の要件となっている申請月前3月の実績がないため、当該加算の算定はできないのか。	(回答) 「事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合」に該当する場合には、合併又は事業継承前の実績が要件を満たせば、算定可能。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-15)
	(問) 届出様式に、加算Ⅰの他に加算Ⅱや加算Ⅲの状況についての記入欄もあるが、加算算定することに該当しない項目(加算Ⅱと加算Ⅲ)については、無記入でも良いか。	(回答) 良い。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-17)
	(問) サービス提供体制強化加算に関する届出書(様式第12号-1~7)において、根拠となる書類を提出することあるが、どのような書類を提出するのか。	(回答) サービス提供体制強化加算に関する確認書(様式第13号1~7)及び勤務形態一覧表を添付することで足りるものである。ただし、訪問リハについては、特に提出は必要ない。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-19)
	(問) サービス提供体制強化加算に関する確認書に添付すべき勤務形態一覧表は、いつのものを添付するのか。	(回答) 算定開始月のものを添付する。(21年4月算定開始の場合には、12月、1月、2月の平均で要件の可否を判断するが、提出する勤務形態一覧表は4月分となる。)	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定0-1-20)
	(問) Ⅱ、Ⅲと6単位算定できる項目が2種類あるが、違いは何か。	(回答) Ⅱは通所介護、Ⅲは療養通所介護に係る規定である。	広島県版Q&A(平成21年度報酬改定6-3-1)

# 基本チェックリスト

フリガナ 本人氏名		男 様	明・大・昭 (満 歳)	年 月 日生
<b>質問項目</b>				
<b>回答</b> (いすれかに○を 付けください)				
1 バスや電車で1人で外出していますか		0. はい	1. いいえ	
2 日用品の買い物をしていますか		0. はい	1. いいえ	
3 預貯金の出し入れをしていますか		0. はい	1. いいえ	
4 友人の家を訪ねていますか		0. はい	1. いいえ	
5 家族や友人の相談にのっていますか		0. はい	1. いいえ	
6 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか		0. はい	1. いいえ	
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか		0. はい	1. いいえ	
8 15分位続けて歩いていますか		0. はい	1. いいえ	
9 この1年間に転んだことがありますか		1. はい	0. いいえ	
10 転倒に対する不安は大きいですか		1. はい	0. いいえ	
11 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか		1. はい	0. いいえ	
12 身長 cm	体重 kg	(BMI = ) (注)		
13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		1. はい	0. いいえ	
14 お茶や汁物等でもせることがありますか		1. はい	0. いいえ	
15 口の渴きが気になりますか		1. はい	0. いいえ	
16 週に1回以上は外出していますか		1. はい	0. いいえ	
17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか		1. はい	0. いいえ	
18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるといわれますか		1. はい	0. いいえ	
19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		0. はい	1. いいえ	
20 今日が何月何日かわからない時がありますか		1. はい	0. いいえ	
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない		1. はい	0. いいえ	
22 (ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった		1. はい	0. いいえ	
23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる		1. はい	0. いいえ	
24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない		1. はい	0. いいえ	
25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする		1. はい	0. いいえ	

(注1) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

特別地域加算対象地域 (15%)		中山間地域等(4%)における小規模事業所加算対象地域 (10%)
佐伯区	湯来町, 彩並台 五日市町(上小深川, 下小深川, 上河内, 下河内) 藤の木1丁目~4丁目, 河内南1丁目及び2丁目	—
安佐南区	呑田町(阿戸, 吉山), 伴北7丁目	—
広島市	安佐北区 安佐町(小河内, 久地, くすの木台), 大林町 大林1丁目~4丁目, 寺留東町, 小河原町, 上深川町 白木町(井原を除く)	—
安芸区	阿戸町	—
吳市	集町, 集浜町, [精島] 竹原町, 仁賀町, 田万里町	倉橋町, 通川町, 下蒲刈町, 安浦町
三次市	大和町(森, 森宗, 荻原, 福田, 上穂良, 下穂良, 大草, 平坂, 姥ヶ原), 鹿浦町(源波, 向田野浦)	特別地域加算対象地域を除く全城
尾道市	百島町, 因島重井町	尾道市, 御調町, 潮戸田町
福山市	走島町	内浦町, 新市町藤尾
府中市	上下町(松崎, 深江, 国留, 矢野, 矢多田, 井永, 水永, 佐倉, 岡屋, 隅見, 小堀, 小塙, 有福, 二森)	三郎丸町, 薩摩町, 小国町, 目崎町, 父石町, 上山町, 児合町, 河佐町, 久佐町, 河南町, 藤根町, 河面町, 傑段町, 阿字町, 木野山町, 行瀬町, 之外町, 上下町上下
庄原市	高町, 川西町, 小用町, 本村町, 上谷町, 榎田町, 春田町, 川北町, 瀬川町, 門田町, 東城町(新免, 三坂, 小坂可, 内堀, 千鳥, 小串, 塩原, 加谷, 東城町(新免, 三坂, 小坂可, 内堀, 千鳥, 小串, 塩原, 加谷, 田黒, 香, 爰原, 川鳥, 保田, 森, 竹森, 菓田, 久代, 帝原宇山, 帝原山中, 帝原始終, 帝原末速), 黒目, 龍谷), 続箭町(上箭家, 中領家, 五箇, 黒目, 龍谷), 西城町, 口和町, 高野町, 比和町	特別地域加算対象地域を除く全城
大蛇市	栗谷町, 阿多田	西条町(馬木, 福本, 猪近, 大沢), 西大沢一丁目, 西大沢二丁目, 高屋町造賀の一部(小竹地区), 河内町(上河内, 河西, 中河内, 下河内, 入野), 安芸津町, 黒瀬町の一部(大多田北辺地の区域)
東広島市 (※1)	福富町, 豊栄町, 河内町(芦野, 宇山, 小田)	旧大野町, 旧宮島町, 旧佐伯町津田
廿日市市	旧佐伯町(牧島, 永原, 峰, 友田, 河津原, 浅原, 虫所山, 鎌山, 中道, 菜栖), 旧吉和村	旧大野町, 旧宮島町, 旧佐伯町津田
北広島町	八千代町, 向原町, 美土里町, 高宮町, 吉田町(山部, 西浦, 多治比, 相合, 中馬, 上入江, 下入江, 小山, 長屋, 桂), 古保利, 今田町(上甲立, 下甲立, 浅塚, 塚地, 深銀, 高田原(※2), 上小原(※3)), 今吉田, 阿坂, 吉木)	特別地域加算対象地域を除く全城
江田島市	—	全域
府中町	—	—
瀬田町	—	—
坂町	—	—
安芸太田町	旧加計町(加計, 下殿河内, 下筒賀, 穴, 坪野), 旧芦河内町, 旧筒賀村	特別地域加算対象地域を除く全城
旧芸北町, 旧大朝町, 旧子代田町(川戸, 藤迫, 中山, 舞瀬, 川井, 川東, 川西, 桑森, 王生, 下保余原, 新氏神, 木次, 南方, 本地, 新郷, 新都, 寺原, 石井谷, 古保利, 今田), 今井谷, 長谷, 中原, 西宗, 志路原, 上石, 下石, 旧豊平町(都志見, 今吉田, 阿坂, 吉木)	特別地域加算対象地域を除く全城	
大崎上島町	全域	—
世羅町	旧世羅町(安田, 戸張, 徳市, 津口, 黒剣), 旧甲山町(東上原, 川尻, 伊尾, 小谷, 宇津戸, 青丘, 別追, 赤屋)	特別地域加算対象地域を除く全城
神石高原町	旧神石町(油木, 安田, 李, 近田, 花落, 上野, 小野), 大矢, 騒石, 常光, 上, 高畠, 光信, 光未, 森木, 隆見, 木津和)	特別地域加算対象地域を除く全城

※1 : 一部地図の詳細については、市にお問合せください。

※2 : 宇文島, 字馬島, 字園島, 字申島, 字断骨石, 字下杉, 字上杉, 字明光山及び宇仁伍山の地域に限る。

※3 : 子西ヶ追, 字小井邊, 字百岐, 字小山, 字原田, 字鹿原, 字温田, 字藏田原, 字大灰田, 字立岩, 字寺追, 字櫻追, 字向山, 字黑平, 字大谷, 字大土山, 字小舟, 字柳追, 字池の内, 字落丘, 字填之本, 字中追, 字古神出, 字先追, 字切谷, 字前平及び宇童宏山の地域に限る。

☆1 : この「中山間地域等」には「特別地域」は含まれない。

☆2 : この「中山間地域等」には「特別地域」を含む。